

西都市役所窓口業務広告付き窓口番号案内システム設置業務委託
公募型プロポーザル審査基準

審査項目	審査事項	採点	倍率	点数
①設置機器等の仕様及び機能	・機器の機能は仕様を満たしているか。また、システム利用者の操作性、利便性の向上につながるような提案があるか。 ※なお、受付用番号案内表示モニターの画面イメージ図を添付して提案すること。		3.0	
②レイアウト	・機器の設置位置は適切か。 ・動線を考慮したレイアウトとなっているか。 ・スペースを最大限活用した提案となっているか。		2.0	
③備品	・執務室部分まで含めた過度な備品導入の提案となっていないか。 ・サインやレイアウトとの統一感があるか。		1.0	
④工事	・機器の配線など、窓口、執務環境を理解した提案となっているか。		2.0	
⑤増設、移設等に関する対応、柔軟性	・協定書締結後、設置環境に合わせた機器の増設、移設等に対応できるか。また、機器導入後、課の再編等でレイアウト変更が起きた場合、機器の増設、移設等に対応ができるか。		1.0	
⑥保守点検、障害発生時対応	・定期点検の頻度、故障連絡から応急対応にどの程度時間を要するか。また、導入後の問合せの対応・体制は考えられているか。		3.0	
⑦行政情報及び広告の掲載	・掲載内容、掲載方法等により来庁者の興味を引くような工夫がされているか。また、行政情報の作成時に、職員に負担が少なく、容易に作成できるような仕組みになっているか。		1.0	
⑧広告内容の審査体制	・提案者において、社内基準や審査専門部署等を設ける、外部団体に審査を依頼するなど、有効な広告審査体制を整えているか。		2.0	
⑨作業スケジュール	・機器等の設置等について、妥当なスケジュールであるか。		1.0	
⑩類似業務の実績	・システムの稼働実績について、自治体や稼働数等が具体的に明示され、十分な経験を有しているか。		2.0	
⑪その他独自の提案、工夫等のアピールしたい事項	仕様書の機器等に代わるより良い提案やフロアレイアウトなどの市民サービスの向上等につながるもの、または本市に有益な独自提案、工夫がなされているか。		2.0	
合計				

※審査における点数については、各項目5段階評価で採点し、各項目には需要度に応じて倍率が設けてあり、採点に倍数を乗じた後の点数を集計致します。

※採点基準（5：大変評価できる 4：評価できる 3：普通 2：やや評価できない
1：評価できない）